

役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条13号（以下、「認定法第5条13号」という。）及び公益社団法人（以下、「この法人」という。）の定款第27条（役員の報酬等）の規程に基づき、この法人の役員の報酬等並びに費用の支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員等は、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に当たって、必要な経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の役員に対して、当面の間非常勤役員とし、定款27条に関しては、無報酬とする。

(報酬等の給付方法)

第4条 役員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2. その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2. 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

(施行)

第7条 この規程は、この法人が公益法人に登記した日から施行する。

附 則 本規程は、2011年1月22日に制定する。